

国が実施するがん原性試験について

国が実施するがん原性試験は、労働安全衛生法第57条の5に基づき、化学物質による労働者の健康障害防止のための国の援助等として実施されている。

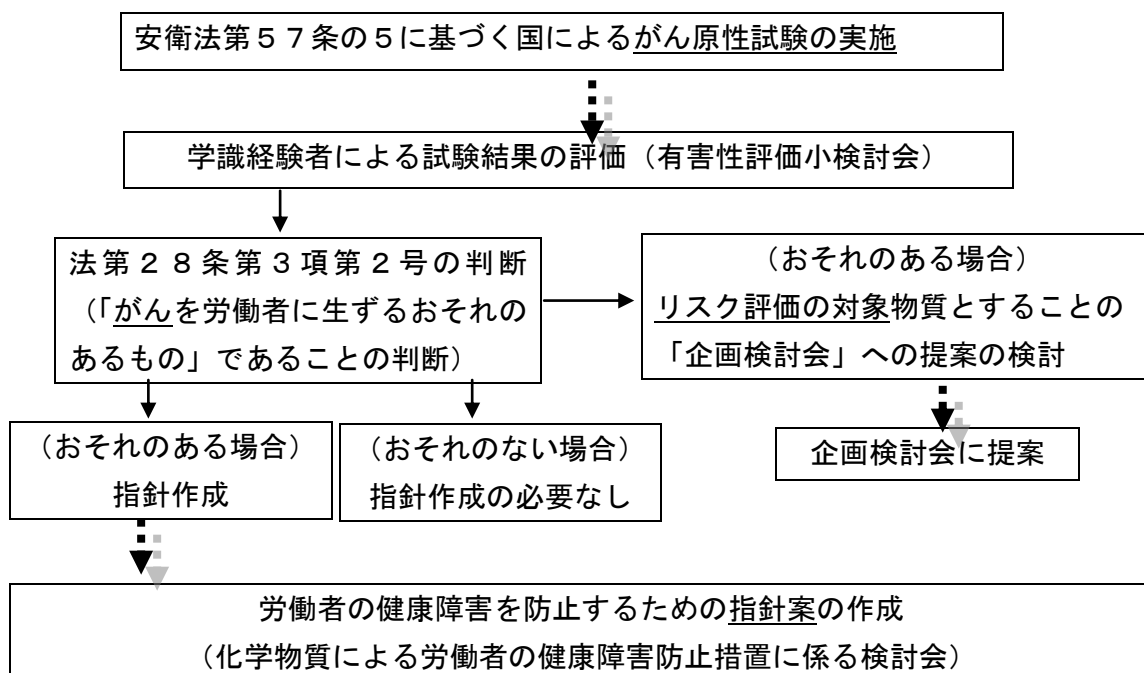
当該試験の結果、対象化学物質が「がんを労働者に生ずるおそれのあるもの」と判断される場合には、厚生労働大臣が当該化学物質を製造し、又は取扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表することとなっている（法第28条第3項）。

がん原性試験の実施にかかるスキームは、がん原性試験を開始する前に、がん原性試験の実施の可能性を判断するフィージビリティテストを実施。これを踏まえて、試験が可能となった物質の中から、吸入試験について1物質を選び試験に着手する。（平成22年度開始のがん原性試験（2週間試験、13週間試験を含む。）は、吸入投与のみ。）

試験については、試験対象物質の用量を決定する2週間試験、13週間試験を実施した上で、104週間のがん原性試験を実施しており、フィージビリティテスト着手後、試験結果の公表までには5年程度を要し、これまでの試験の実績及び実施中の物質は別紙1のとおりである。

このため、有害性評価小検討会には、フィージビリティテストの結果等に基づき、技術的観点から、次年度においてがん原性試験に着手する物質の選定の検討を求めるものである。

（参考）がん原性試験の実施から行政対応までのフロー図



がん原性試験の実績等

報告年度	対象化学物質名	
	吸入試験	経口投与試験
昭和62	四塩化炭素	
昭和63		<i>m</i> -フェニレンジアミン・二塩酸塩(混水)
平成元	メチルブロミド	
平成2		1, 4-ジオキサソ(混水)
平成3	1, 2-ジクロロエタン	<i>p</i> -クロロニトロベンゼン(混餌)
平成4	テトラクロロエチレン	1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン(混餌)
平成5	クロロホルム	
平成6		β -クロロプロピオン酸(混水)
平成7	<i>p</i> -ジクロロベンゼン	酢酸ビニル(混水)
平成8	1, 1, 1-トリクロロエタン	ビフェニル(混餌)
平成9	塩化メチル	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ(3. 3. 1. 1 ^{3,7})デカン(ウロトロピン)(混水)
平成10	メタリルクロライド	アントラセン(混餌)
平成11	ジクロロメタン	
平成12	<i>N, N</i> -ジメチルホルムアミド クロトンアルデヒド	グリオキサソ(混水) ヒドラジソ-水化物(混水)
平成14	グリシドール	キノリン(混水) 1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン(混餌)
平成15	アリルクロリド シクロヘキセン	アクリル酸=2-ヒドロキシエチル(混水) <i>o</i> -フェニレンジアミン二塩酸塩(混水) <i>p</i> -ニトロアニソール(混餌)
平成16	1-ブロモ-3-クロロプロパン	2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン(混餌)
平成17	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシ シプロピルエーテル 1, 2-ジクロロプロパン	アセト酢酸メチル(混水)
平成18	プロピオニトリル	オルト-クロロニトロベンゼン(1-クロロ-2-ニトロベンゼン)(混餌)
平成19	1-ブロモブタン	2-フェノキシエタノール(混水)
平成20	酢酸イソプロピル	2-アミノ-4-クロロフェノール(混餌)
平成21	2, 4-ペンタンジオン	2-メチル-1-プロパノール

(以下試験実施中の物質)

報告年度	対象化学物質名	
	吸入試験	経口投与試験
平成22	アクリル酸	2-アミノエタノール
平成23	メチルアミン	ジフェニルアミン
平成24	<i>N, N</i> -ジメチルアセトアミド	3-アミノフェノール
平成25	エチレングリコールモノエチル エーテルアセテート	4- <i>tert</i> -ブチルカテコール
平成26	メタクリル酸2, 3-エポキシ プロピル	4-クロロ-2-ニトロアニリン